

令和 8 年度

第 2 回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時07分)

◎議事録署名委員指名

議長 それでは、3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、5番、星野一郎君、6番、内海優司君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 初めに、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第1号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号、番号1について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第1号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字新井字十二前2285番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は816平米。権利種別は3条無償移転、内容は贈与。譲渡人は東京都町田市の方。経営面積は8.2アール。申請事由は、農地の管理ができず困っていたところ、譲受人から申出があり、応じることとしたとのことです。譲受人は新井の方、経営面積は自作地62.9アール。申請事由は多角的に営農しており、東京都に在住している弟から申請地を譲り受けて野菜作りをしたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は4人。

議案書2ページをご覧ください。

議案第1号、番号1に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で議案第1号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第1号、番号1について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員 4 番、飯塚綾子君。

飯塚委員 4 番、飯塚綾子です。

議案第 1 号、番号 1 につきまして、事務局長の説明のとおりでございますが、一言付け加えさせていただきます。

現地は新井のフレッセイから南西方面へ200メートルほどのところにあります。北側は村道ですが、周りはほぼ田と畑に囲まれており、兄弟間の移転であり、村内に居住しており、管理もされると思いますので、特に問題はないかと思われます。

慎重な審議をお願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第 1 号、番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第 1 号、番号 1 は原案のとおり許可といたします。

次に、議案第 1 号、番号 2 について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第 1 号、番号 2 について説明申し上げます。

議案書 1 ページ、現地確認調書は 4 ページからとなります。

議案第 1 号、番号 2、図面番号 2。農地の所在は大字広馬場字宮室723番 2。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,477平米。権利種別は 3 条有償移転、内容は売買。譲渡人は新井の方。経営面積は自作地51アール。申請事由は農地の管理ができず困っていたところ、譲受人から申出があり、応じることとしたとのことです。譲受人は新井の方。経営面積は自作地73.5アール。申請事由は多角的に営農をしており、農業経営拡大のため申請地を譲り受け、米作りをしたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は 2 人。

議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 1 号、番号 2 に関する農地法第 3 条調書を添付しております。

以上で、議案第 1 号、番号 2 の説明を終わります。

議長 議案第 1 号、番号 2 について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員 6 番、金井強君。

金井委員 推進委員6番、金井でございます。

地元委員として、一言補足させていただきます。

場所は、広馬場八ノ海道の信号を金古方面に1,500メートルぐらい下った左手ですね。東側には、広馬場地区の農業集落排水施設がございます。周辺の状況は、田畑、果樹園に囲まれている地域でございます。

譲渡人は相続により、物件を取得いたしました。が、農業を営んでおらず、農地の管理に困っていたところ、被相続人の父親の知人であります譲受人が本件物件を取得して、農業を営みたいということで、申請となりました。

先ほどの農地法第3条の調書からしても、周辺に影響を与えることはないと思われますので、許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号、番号2は原案のとおり許可といたします。

次に、議案第1号、番号3について事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第1号、番号3について説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は6ページからとなります。

議案第1号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字広馬場字井戸尻2153番1外2筆。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は合計で531平米。権利種別は3条無償移転、内容は贈与。譲渡人は広馬場の方。経営面積は自作地9アール。申請事由は農地の管理ができず困っていたところ、譲受人から申出があり、応じることとしたとのことです。譲受人は広馬場の方。経営面積は自作地70.3アール。申請事由は多角的に営農をしており、農業経営拡大のため自宅の隣接地である申請地を譲り受けて、野菜作りをしたいとのことです。受入れ世帯の稼働人員は4人。

議案書4ページをご覧ください。

議案第1号、番号3に関する農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第1号、番号3の説明を終わります。

議 長 議案第1号、番号3について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 9番、農業委員、村上です。

先ほどの議案第1号、番号3について、事務局の説明どおりですが、地元委員として、若干補足説明させていただきます。

場所としましては、井戸尻の信号を東に200メートルぐらい下がったところの左側なんですけども、これが、譲受人と譲渡人は兄弟でして、これはお兄さんから弟へ土地を贈与するということです。ずっと40年以上前からずっとこの譲受人がほとんど管理してまして、今回のことで贈与ということでの案件です。

地元委員としましては、許可相当と思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま、地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

12番、小山伸一君。

小山委員 12番、農業委員の小山です。

1点、ちょっと確認をしたいんですけども、一応無償譲渡ということで、基本的には問題はないんですけども、申請書の中に申請地でネギ栽培を行うという計画があるんですけども、現地確認すると、パイプハウスで物置になっているというような状況の中で、ネギ栽培が本当に行われるかどうか、その辺をちょっと確認したいんですけども。

議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時20分)

(再開 午前10時21分)

議 長 休憩解いて開始します。

事務局長。

事務局長 こちら、筆が3筆ありまして、まず西側のところが現在、ハウスが建っております。そこは農業用の作業場として使っております。東側の三角地になっているところ、現在は、稲の苗床となっていますので、田植等が終われば、ネギの栽培をするというふうに聞いております。

以上でございます。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号、番号3は許可相当といたします。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書は5ページ、現地確認調書は11ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字広馬場字井戸尻2254番7。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は372平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は広馬場の方。譲受人も広馬場の方です。転用目的は宅地拡張、施設等は農業用物置、作業所5棟で89平米。転用理由、譲受人は申請地北側に居住しており、申請地を農業用物置、作業所及び自宅への通路として既に利用していることから、是正すべく申請するものとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。

備考ですが、農振除外済み、農地区分は1種農地。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 9番農業委員、村上です。

ただいまの議案第2号、番号1について、地元委員として若干補足説明をさせていただきます。

この場所は先ほどの3条の番号3の場所のちょうど真ん中に当たるんですけども、現況畑なんですけども、もう既にいろいろ建物や、自宅への通路としてももう長年使用されてきてまして、おりまして、ここは、本人いわく無知の、自分の落ち度なんで申し訳なかったということで、話を聞いております。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はあ

りませんか。

事務局。

事務局 お配りしました現地確認調書の11ページ、表題の上の枠のところの譲渡人と譲受人の表記が逆になっていましたので、お手元の資料の修正をお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書6ページ、現地確認調書は15ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1、農地の所在は大字山子田字小林2504番2。地目は登記簿、畑、現況、山林、原野。面積は814平米。権利種別は非農地証明。所有者は吉岡町の方。非農地の事由、申請地を平成8年に取得し、当初耕作していたが、周囲を山林に囲まれており、日照不足等で耕作に向かないことから、ヤマボウシの苗木を植え、現在に至っている。平成12年頃から山林の状態となり、現在は周囲の山林と一体化した状態となってしまうことから、非農地として証明を願い出るものとことです。

備考ですが、証明の範囲、要件。その土地が何らかの原因で非農地となり、20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実態が真にやむを得ないと農業委員会が認めたものとなっております。

以上で議案第3号、番号1の説明を終わります。

議 長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員10番、高橋裕君。

高橋委員 非農地の交付証明の承認についてですが、地元委員といたしまして、場所の説明とか、若干したいと思います。

現地は白子のりの榛名工場西70メートルほどのところにあります。先ほど、事務局長の説明のとおりですが、ここへヤマボウシ、もう既に木の高さが5メートル以上のような木がうっそうとなっている状態で、とても農地としては見られないというような状況でございます。

したがいまして、承認相当と思いますので、ご審議のほう、お願いいたします。

議長 長 ただいま、地元の委員から承認相当と説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり承認といたします。ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

10時45分に再開します。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時45分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時24分)